

さいたま市一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書

さいたま市内の別表に指定する地区の一般廃棄物（可燃物）収集運搬業務については、本仕様書の定めるところとする。

1 件 名 さいたま市一般廃棄物（可燃物）収集運搬業務（見沼・北・大宮区）

2 履行場所 さいたま市見沼区、北区及び大宮区内

3 履行期間 令和8年4月1日 から 令和16年3月31日 まで

4 定義

- (1) 一般廃棄物（可燃物）とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物のうち、さいたま市一般廃棄物処理実施計画において「もえるごみ」として定めた廃棄物をいう。
- (2) 収集不適物とは、一般廃棄物（可燃物）以外の廃棄物をいう。
- (3) 本業務とは、収集業務・運搬業務及び搬入業務をいう。

5 収集業務

この契約に基づく委託の収集業務の範囲及び内容は、次のとおりとする。

- (1) さいたま市内の受託地区の収集所へ排出された一般廃棄物（可燃物）を収集する。
- (2) 委託者の指定した日程に従い受託地区を週2回収集する。なお、日程及び受託地区は、別表に定めるところとする。
- (3) 受託地区の収集時間・ルートは、あらかじめ計画書を定め、委託者に提出すること。なお、従前の収集時間を考慮し、また民家前の収集所はなるべく早い時間に収集を終えるよう、収集ルートを構築するものとする。
- (4) 収集所に排出された一般廃棄物（可燃物）についてはすべて収集するものとする。ただし、収集不適物が排出されていた場合は、委託者の指示に従うものとする。
- (5) 収集所に排出された一般廃棄物（可燃物）の収集もれ及び積み残しなどがあった場合は、委託者の指示に従い速やかに収集すること。
- (6) 収集業務の著しい遅滞及び業務支障をきたす問題が生じた場合は速やかに委託者に報告すること。
- (7) 稼働作業員は、1台あたり2名以上とすること。

- (8) 収集開始時間は、午前8時30分からとする。ただし、委託者が指定した場合は、この限りではない。
- (9) 市民が収集車に直接投入しないよう注意する。
- (10) 他の車両の通行を妨害するような場所に止めて作業をしない。
- (11) 収集所及びその周辺の清潔保持については、充分留意し業務を実施する。
- (12) 事業活動に伴って生じる廃棄物を一緒に収集しない。
- (13) 駐車又は停車して作業を行う際は、サイドブレーキを安全にかけさせること。特に、坂道においては、適当な車止めをする等車両が移動しないよう必要な措置を講ずること。

6 運搬業務

この契約に基づく委託の運搬業務の範囲及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 収集した一般廃棄物（可燃物）を委託者が指定した場所まで運搬する。
- (2) 運搬中は、一般廃棄物（可燃物）の飛散及びその汚水の流出防止に充分注意する。

7 搬入業務

この契約に基づく委託の搬入業務の範囲及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 搬入場所は、委託者が指定する焼却施設とする。
- (2) 施設への搬入は、原則午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、委託者が指定した場合は、この限りではない。なお、やむを得ない事情で遅れる場合は、事前に施設へ連絡し、その指示に従うこと。
- (3) 搬入車両は、必ずトラックスケールにおいて計量し、行先指定を受けた箇所へ搬入すること。
- (4) 行先指定を受けた搬入箇所以外は、委託者の許可なく立入らないこと。
- (5) 搬入（投入）時は、次の事項に注意すること。

ア 搬入車両は、車両転落防止に努めること。

イ 投入プラットフォームの危険指定区域内で作業する場合は、必ず安全帯を着用すること。

ウ 投入するときには、クレーンの動きを見て投入すること。

エ 投入終了後は、投入箇所周辺の清掃を行うこと。

オ 構内走行は15km/h以下とし、他車両の走行妨害にならないよう注意すること。

- (6) 他市町村の廃棄物は搬入しないこと。

8 業務実施日

業務実施日は、日曜日と1月1日から1月3日までの期間を除く日とし、別表

の町名毎に定めるとおりとする。

9 使用車両

本業務に使用する車両は、次のとおりとする。

- (1) 本業務専用の機械式収集車とし、業務実施にあたり、車両一覧表を届け出ること。
- (2) 業務実施車両は常に整備するとともに、清潔の保持に努めること。
- (3) 業務実施車両は他の業務に使用しないこと。
- (4) 収集した廃棄物が飛散及び流出し、ならびに悪臭がもれる恐れが無いものであること。
- (5) 市が行う一般廃棄物収集運搬の車両と明確に識別できる色又はデザインであること。
- (6) 使用車両についてはドア及び荷台の見やすい箇所に「さいたま市一般廃棄物受託車両」と表示すること。文字サイズ等は委託者の指示に従うものとする。

10 登録車両等の変更

本業務に使用する車両または事業所の住所、名称、代表者等に変更があるときは、別紙「委託車両等の変更届」により、遅滞なく届け出ること。

11 作業器材の費用負担

本業務の実施に必要な車両及び器材等に係る費用は、すべて受託者が負担することとする。

12 火災予防及び緊急事態発生時の対応

業務実施車両及び搬入施設の火災や災害等による業務停止の発生等を未然に防止するため、次の事項を遵守すること。

- (1) 常に防火の意識を持ち、指定場所以外では喫煙をしない。
- (2) 万一車両火災が発生した場合は、車両備付けの消火器により初期消火を行い、関係機関に連絡すること。
- (3) 搬入施設での火災等を発見した場合は、速やかに施設管理者へ連絡し、指示を受けること。
- (4) (2)、(3)の処理を行った場合は、直ちに委託者にも報告すること。
- (5) 受託者は、道路に冠水又は積雪があるときは、業務開始前に委託者へ連絡し、指示を受けること。
- (6) 受託者は、積雪等の場合に業務が遂行できる器材を備えておくこと。

13 業務従事者の行為に対する責任

本業務の遂行にあたり、業務従事者に対し次の事項を行うこと。

- (1) 受託者は、業務従事者に対し業務内容を完全に理解させ、金品を要求するなど市民に対し不快な感じを与えることのないよう、その教育に努めること。
- (2) 自己の負担において業務従事者に対し安全かつ適正に業務を実施するため、関係する各種講習会等に積極的に参加させるよう努めること。
- (3) 業務従事者に対し、清潔で作業が容易にできる制服を着用させること。
- (4) 受託者は、自己の業務従事者の行為について、自らが行ったのと同じの責任を負い、自己の意思でなかったという理由でその責を免れることはできない。

14 関係法令等の遵守

業務の遂行にあたっては、「清掃事業における安全衛生管理要綱」（平成5年3月2日基発第123号）「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱」（昭和62年2月13日基発第60号）等の関係法令を遵守すること。

15 事故等報告

受託者は、業務遂行中に事故等が発生した場合は、直ちに委託者へ報告すること。

16 労務災害防止の措置

受託者は業務遂行にあたり、従事者に災害が生じないように防止措置を講じなければならない。もしも委託業務遂行にあたり、この従事者が被災した場合、受託者がすべての責任をもって措置し、委託者は責任を負わないこととする。

17 地域協力

受託者は、委託者が実施又は協力する地域美化清掃活動等には、積極的に協力すること。

18 人権尊重に関する特記事項

受託者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるよう努めること。

19 定めのない事項

この仕様書に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議のうえ、解決に当たるものとする。

(別表)

可燃物収集委託地区一覧

区名	町名	収集形態	搬入施設 ※2	収集曜日
見沼区	島町	昼間作業	見沼環境センター	月・木
〃	島町1丁目	〃	〃	〃
〃	島町2丁目	〃	〃	〃
〃	蓮沼	〃	〃	〃
北区	土呂町	〃	〃	火・金
〃	土呂町1丁目	〃	〃	〃
〃	土呂町2丁目	〃	〃	〃
〃	見沼1丁目	〃	〃	〃
〃	見沼2丁目	〃	〃	〃
〃	見沼3丁目	〃	〃	〃
大宮区	寿能町2丁目 ※1	〃	〃	〃

※1 県営大宮寿能団地、J R東日本寿能町社宅を除く

※2 搬入施設については、稼働状況等及び施設の再編により、変更となる場合があります。

昼間作業：午前8時30分～午後4時30分